想定Ｑ＆Ａ集

豊崎中学校プール スイミングスクール運営トライアル事業

Ｑ１:「事業パートナー」とは、豊見城市がスイミングスクール運営に対して連帯して経営を行うという認識でしょうか。

Ａ１：スイミングスクールに関する経営は、全て事業者の自己責任で運営して頂きます。
豊見城市（学校含む）と事業者が win-win となる協力体制を構築し、本トライアル事業を成功に導くことをイメージして「事業パートナー」と称しています。
本トライアル事業期間中は、学校施設プールを利用したスイミングスクール運営のため、今までに経験が無く、運営ルールを明確に定めきれず、現時点では予期せぬトラブル等が発生する事が考えられます。市と事業者は予期せぬトラブル等の解決に向けた柔軟な対応策を一緒に検討し、協議していくことが重要であると考えています。
また、会員数促進や運営時間の拡大など、収益増に関する取り組みについて、市は協力できる範囲において協力する意向があり、そのような協力体制のもと、スクール運営事業者を「事業パートナー」と称しています。
※会員数促進の取組みとして、市 HP や広報紙の活用について要請があれば協力できますが、市内学校へのポスター掲示などについては協力できません。

Ｑ２：学校教育上支障が認められる改善要望が発議されて１ヵ月以内に改善がみられない場合、行政財産使用許可の取消しの可能性があるとのことですが、具体的にどのような場合に許可が取消されるのか教えてください。

Ａ２：申し訳ございませんが、現時点で具体的な内容はお示しできません。許可取消しに至るまでには、段階を踏まえながら総合的に判断していくため、急遽、一方的に市から許可取り消しを行うことはありません。スイミングスクールの運営のみを優先し、改善に対して何も対応しないなど、悪質な場合に許可取り消しの可能性があることをご理解頂ければと思います。

Ｑ３：行政財産使用許可は１年更新でしょうか。

Ａ３：１年更新ではなく、当初の手続きで令和 11 年 3 月 31 日までの許可を行います。ただし、事業パートナーが１年更新を要望するのであれば、協議により検討します。

Ｑ４：事業パートナーとなった場合、他の事業者にプールを貸すことは可能ですか。

Ａ４：責任の所在が事業パートナーにある必要があり、スクール運営の大部分を他事業者に委託することや、総括責任者を他事業者に委任することは認めません。個別具体的な内容については、企画提案書の内容で判断させて頂きます。

Ｑ５：事業パートナーが加入しないといけない保険はありますか。また、学校側で加入している保険はありますか。例えば、共用部分での事故などの対応はどのように想定していますか。

Ａ５：市から保険加入義務を求めることはないため、事業パートナーが適宜判断し保険加入を計画して下さい。無保険の場合や、現在のスクール運営で加入している同等以上の保険のご提案がない場合、ヒアリング審査で説明を求められることがあるのでご留意下さい。
また、市としては、学校の管理下にある授業などで、学校生徒に負傷等が発生した場合が対象となる保険に加入しています。
共用部における生徒とスクール会員の事故等や、共用部の施設管理が原因とされるスクール会員の事故等については、市が加入している保険は適用外となることを想定しています。
保険の適用範囲については、ケースバイケースで保険事業者が判断するため、現時点で的確なご回答ができない旨ご理解頂ければと思います。

Ｑ６：光熱水費の契約はどのようになりますか。

Ａ６：契約者は市となるため、スクール運営に係る光熱水費を含めて市が一括して支払います。
事業パートナー負担分の光熱水費の支払いについては、事業パートナーが各子メーターの使用量を毎月記録し、市に報告して頂きます。
報告された使用量にもとづき、市が光熱水費の料金算定を行い、事業パートナーに対して納入通知書（光熱水費を合算）を発行し、指定された金融機関に入金して頂きます。

＜参考単価等＞　※単価は参考であり、利用状況に応じて変動があります。

・電気料金：34 円/kWh（１年間の電気使用量と電気料金から算出した参考単価）

▪都市ガス料金（沖縄ガス）：220 円/m3（620m3 を使用した際の参考単価）

※月の使用量が多くなると単価が下がることが想定されます。

※特にガス料金については、年間を通じた利用実績がないため留意して下さい。

▪水道料金：431 円/m3（375m3 を使用した際の参考単価）

※375m3 は R7.6 月に学校が使用したプール水道使用量の実績です。

Ｑ７：学校のプール授業とスクール運営が重複する５月中旬～７月末のプール施設に係る光熱水費の負担はどのようにお考えですか。

Ａ７：明確に使用量を仕分けるのが困難なため、重複期間については利用時間等による按分などによる算定が適当であると考えています。また、利用時間については、実施ベースではなく、利用計画ベースによる算出を想定しています。
現時点で的確なご回答ができない旨ご理解頂ければと思います。
また、消耗品（ろ材や薬剤など）や、水質検査などは、通常、学校の授業で必要となる範囲の経費は市が負担することを想定しています。

Ｑ８：ろ過機械設備やボイラー設備の保守メンテナンスの費用はどちらが負担することになりますか。

Ａ８：ろ過機械設備のメンテナンスは、市が費用を負担することを想定しています。
通常、ろ過機械設備のメンテナンスは、５月中旬から７月下旬（水泳授業期間）に開始前、期間中、終了後のタイミングで３回実施しています。
年間を通じたプール運営が起因して点検回数を増やす必要が生じた場合、追加分の費用を負担して頂くことになります。
また、ボイラー設備については、学校の授業で利用する予定がないため、いかなる場合においても事業パートナーが費用を負担して頂きます。
＜参考メンテナンス業者＞
・ろ過機械設備：株式会社 山久商会　TEL：８９８－７８８５
・ボイラー設備：不二宮工業 株式会社　TEL：９３５－５７５５

Ｑ９：管理室に電話回線やインターネット回線はありますか。また、それらは使用できますか。

Ａ９：市が契約している電話回線やインターネット回線はご利用できません。スクール運営において、電話回線やインターネット回線が必要な場合は事業パートナーが契約を行い、通信料や工事費も含めてご負担ください。

Q10：事業パートナーが自動販売機の設置や物品販売を行うことは可能ですか。

A10：自動販売機の設置は、学校教育上支障が生じる可能性があるため、いかなる場合において認めません。
物品販売は、スクール会員のみを対象に販売する場合（生徒へ販売しない）は認めることができるが、販売する物品は、スクール運営に関連する品目を原則とし、学校からの了解を得ることとし、事業パートナーが責任を持って物品や現金の盗難対策を講じて下さい。
また、スクール運営で発生するゴミの収集や処理費は事業パートナーが負担して下さい。

Q11：事業パートナーが費用を負担し、暖房設備を設置することは可能でしょうか。

A11：室外機の設置場所や工事期間の影響などで、学校教育上支障がない場合において、施設の改修を許可できると考えています。
また、事業期間が終了し、他の事業者が事業パートナーとなった状況となった場合、行政財産使用許可の許可条件として、原則、現状復旧を求めるため、暖房設備機器等の撤去費を事業パートナーが負担して頂くことが前提となります。
ただし、事業を引き継いだ事業者が暖房設備機器等の撤去費を負担することを確約するのであれば、撤去せずに存置することも可能とします。

Q12：写真で確認できる２階のギャラリーは利用できますか。

A12：２階のギャラリーは、原則利用しないことを想定しています。
建設時に施設管理用の通路として整備しており、一般利用者が利用する場合、手摺の形状により転落の危険性があると考えています。
また、アクセスするための動線がわかりにくい（体育館の階段から２階に上がり、２階の体育館玄関から外に出て、バルコニーから迂回してアクセス）ため、日常的に利用することは難しいと考えています。
もし、イベント的な特定の時期に利用を検討するのであれば、動線を案内するスタッフの配置や手摺の安全対策を検討のうえ、ご提案頂ければ活用することも可能であると考えています。

Q13：プールフロア（水深調整用）を貸与できるとのことですが、手摺が取付くプールフロアに潜り込み防止用の横板は取付られていますか。

A13：手摺が取付くプールフロアにのみ、潜り込み防止用の横板が取り付けられています。

Q14：スクール運営には、駐車場が不可欠ですが、５～７台以上は利用できないという認識でよろしいでしょうか。また、スクールバスを駐車する場合もその駐車台数に含むということでしょうか。

A14：５～７台というのは、スタッフやスクールバスの駐車場として最低限確約すべき台数を想定して、お示した台数となります。
学校には約 70 台の駐車場が整備されており、日常的には 50 台程度の利用で、20 台程度は余力がある状況ですが、授業参観や、部活の大会利用などのイベント時に、不定期的に駐車場が不足する状況となっています。
そのため、余力がある 20 台程度の駐車場をスクール事業の利用者が利用することを前提とした場合、学校教育上支障が生じる可能性を懸念しています。
事業パートナー候補者に決定した後に、駐車場利用状況の実態把握や、駐車場が不足する可能性がある学校イベント頻度の把握などを行い、学校側との協議を通じて駐車場に関する運営ルールを構築して頂きたいと考えています。
また、豊崎中学校の北側に豊崎小学校がありますが、小学校の駐車場はご利用頂けませんので、ご了承ください。

Q15：車両の入口は東側のみの１ヵ所でしょうか。

A15：北側にも１ヵ所、車両入口がありますが、現在は利用していません。北側の車両入口を利用した方が良いと考えるのであれば、理由を含めてご提案下さい。

Q16：武道場や体育館は一般開放されていますか。また、部活動での利用状況が分かれば教えてください。

A16：体育館のみ一般開放しており、武道場、グラウンドは一般開放していません。
一般開放は、平日、土日祝日共通で、18 時～20 時：市内の学生団体、20 時～22 時：市内の社会人団体を対象に運用しています。
豊崎中学校の部活動での利用状況は、平日：放課後～18 時、土日祝日：朝～18 時となっています。また、毎週水曜日、月の第３日曜日は全部活動が休むことが定められており、部活動ごとに土日のどちらかを休むことを選択することとしています。
現在、武道場を部活動で利用しているのは、剣道部のみとなります。平日の活動がメインで、土日は武道場を利用しない事が多いとのことです。
体育館は、多くの部活動（４種目）が利用しているため、稼働率が高い状況となります。

Q17：プール（体育館）施設や門扉の施錠・解錠など施錠管理や責任区分などについてどのようなお考えでしょうか。

A17：施錠管理や責任区分などについては、スクール運営の曜日や時間などを踏まえて、関係各者と協議により定めていきたいと考えています。

Q18：参考までに他市町村で本事業と同様のスイミングスクール運営トライアル事業を行っている事例はございますでしょうか。

A18：他市町村で同様のトライアル事業を行っている事例は把握しておりません。
指定管理者制度におけるプール施設管理運営や、プール一般開放などの事例はあると認識していますが、本事業とは異なる事例になるかと思います。

Q19：令和８年４月１日からスクール運営を開始することはできませんか。

A19：スクール運営開始は令和８年５月１日以降となることが公募の条件となります。
現在プールを稼働させていないため、プールの水入替えが必要になります。令和８年３月中に水を入替えるための市予算が確保されていないため、４月以降に水を入替える必要があります。また、事業パートナーが水入替えに係る水道代を市の替わりに支払う提案も原則、認められません。

Q20：スクール会員料金等は周辺の同業施設の金額を踏まえた妥当な金額設定とすることを条件とする。と募集要領に記載されているが、弊社の料金体系をそのまま用いる事は可能でしょうか。

A20：提案者の料金体系をそのまま用いることは可能です。その際には周辺の同業施設へ大きな影響がないようにご配慮頂ければと思います。
また、会員数促進のため新規入会キャンペーン割や、豊見城市民割などについても、有効な手法だと考えられます。さらに、施設に暖房設備がない事や、保護者の見学待機スペースがない事など、施設の設備が十分に整っていないことなどを考慮した料金設定など、常識の範囲内で各種料金設定をご検討頂ければと思います。

Q21：公共サービス運営に係る公的経費縮減とは具体的にどのようなことをお考えでしょうか。

A21：現時点で思いつく事例としては、下記の内容があげられます。
・プール一般開放を行う際、スイミングスクールを運営している時間帯に一般開放専用として２レーン程度を開放することで、一般開放に必要となるスタッフを最小限に留め、追加経費については、スイミングスクール運営で得た利益を充てる。
・学校水泳授業の支援を行う。たとえば、学校プールが老朽化している座安小、伊良波小、伊良波中の３校を対象に、スイミングスクールバスを活用して豊崎中までの水泳授業送迎支援や、水泳インストラクターによる水泳指導の経費について、スイミングスクール運営で得た利益を充てる。　※老朽化した学校プールの集約化は、市にとって様々なメリットがあると考えられる
▪現在、市内の中学校には水泳の部活動がないので、豊崎中学校に新たに水泳部を組織し、市内の他の中学校からも部員を受入れ、地域移行型の部活動として先進的に取り組むための経費について、スイミングスクール運営で得た利益を充てる。
・水難事故防止の啓発に関する取組みとして、豊見城市民を対象に体験型講習会を複数回開催し、その経費について、スイミングスクール運営で得た利益を充てる。
・具体的なサービスのご提供が難しい場合、利益の数十パーセントを市に納付する。
上記の内容は参考例のため、スイミングスクール運営で培ったノウハウを最大限活用して頂き、さまざまなアイディアをご提案頂けることを期待しています。

Q22：本トライアル事業が終了した後の展開や、事業スキームなどがあれば教えて下さい。

A22：次ページの補足資料を参考にご確認下さい。今後の展開は現時点で決定していないため、予定であることにご留意頂ければと思います。

トライアル事業運営後の展開（案）

～　豊崎中学校プール スイミングスクール運営トライアル事業　～

【 ①トライアル事業　期間 】

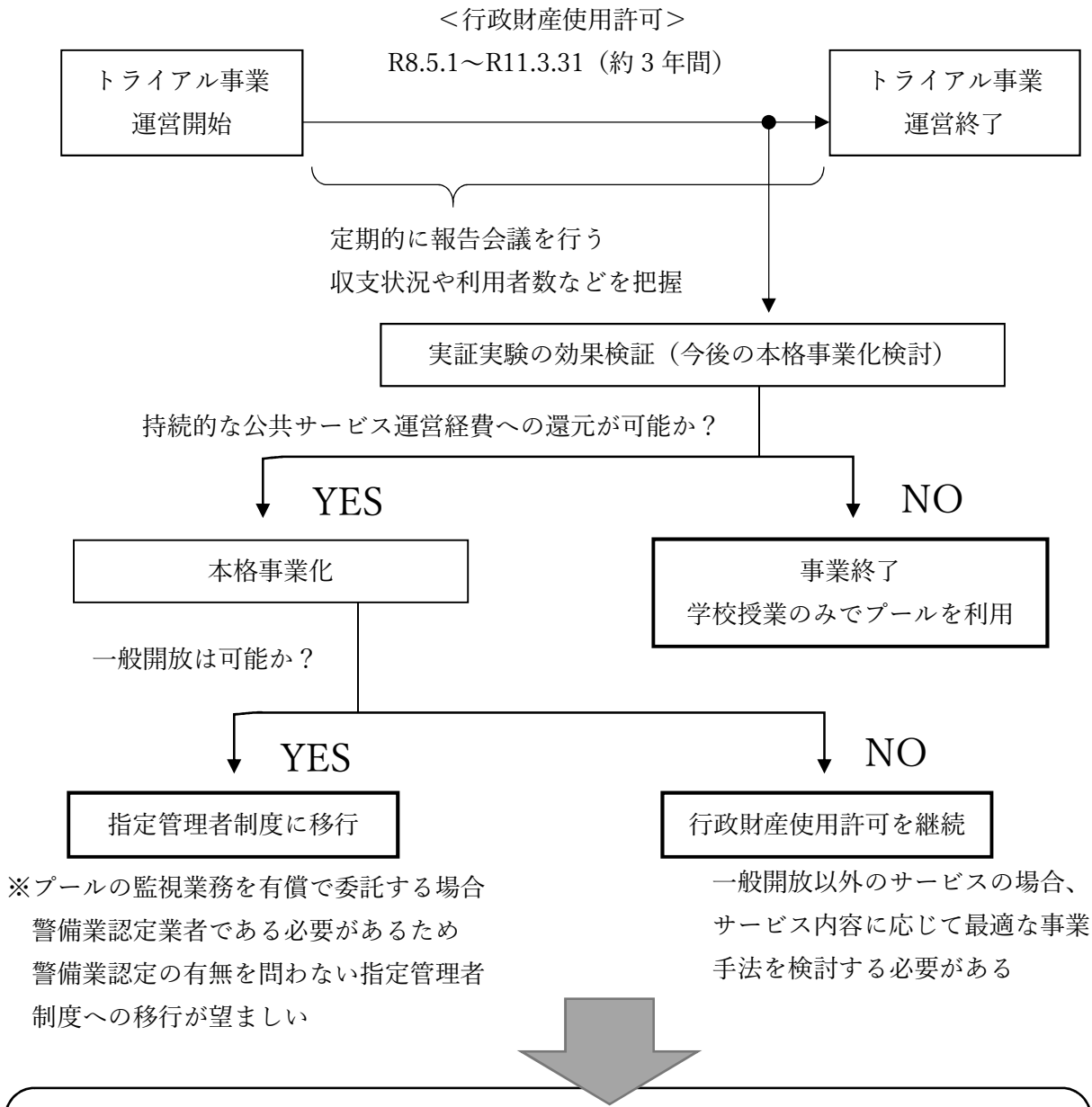

※プールの監視業務を有償で委託する場合
警備業認定業者である必要があるため
警備業認定の有無を問わない指定管理者
制度への移行が望ましい

一般開放以外のサービスの場合、
サービス内容に応じて最適な事業
手法を検討する必要がある

【 ②本格事業　１期目　期間（３年間を想定） 】

・トライアル事業の結果を踏まえて、本格事業化を決定する。
・公共サービス運営経費への還元手法も様々な結果になることが考えられる。
　※一般開放、授業支援、部活支援、水難事故防止訓練など
・どのような事業手法が最適となるかは現時点では見通せない。
・施設利用料金の減免について、トライアル事業の結果を踏まえて再検討する必要がある。
・本格事業１期目の事業パートナーは、トライアル事業者が継続する事を前提とし、再公募は想定していない。